

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 29 年 12 月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700272 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700205 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 24 年 9 月 11 日に訂正し、同年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 2 月 21 日から同年 9 月 11 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 2 月 21 日から同年 9 月 11 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成 24 年 2 月 21 日となっているが、同年 9 月 10 日まで同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、A 社に平成 24 年 9 月 10 日まで引き続き勤務していたことが確認できる。

また、日本年金機構が保管する請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）により、平成 25 年 8 月 26 日に年金事務所において当該届書が受付されていることが確認でき、オンライン記録により、同年 8 月 30 日付けで、請求者の同社における平成 24 年の算定の記録が取り消された上で、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日について、平成 24 年 2 月 21 日に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間において、A 社における同僚は一人であったと陳述しているところ、オンライン記録により、当該同僚は請求者と同様に、平成 25 年 8 月 30 日付けで平成 24 年 2 月 21 日に遡って厚生年金保険の被保険者資格喪失処理が行われていることが確認できるが、雇用保険の加入記録により、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も同社に引き続き勤務していたことが確認できる上、オンライン記録により、当該資格喪失処理についても、事業主が提出した資格喪失年月日を訂正するための届書及び当該届書に添付された給与明細書及び勤

務表に基づき、平成 24 年 2 月 21 日から同年 6 月 27 日（雇用保険の離職年月日の翌日）に訂正処理されていることが確認できる。

加えて、A 社に係る滞納処分票により、年金事務所が請求者に係る資格喪失届を受け付けた平成 25 年 8 月 26 日時点において、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 24 年 2 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、雇用保険の記録における離職年月日の翌日である同年 9 月 11 日であると認められる。

また、平成 24 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる同年 1 月の厚生年金保険の記録から、9 万 8,000 円とすることが必要である。